

福祉ライブラリ

# 改訂 現代の社会福祉

2021年度社会福祉士・精神保健福祉士養成  
新カリキュラム対応

都築光一 編著

阿部裕二・工藤健一・熊坂 聡・佐藤英仁・菅原好秀

高橋 聡・照井孫久・二渡 努・吉田守実

共著

建帛社

KENPAKUSHA

## は し が き

今わが国では、社会福祉に対する期待が高まっている。少子高齢化と並行して人口減少が進行する中で、社会福祉の制度利用者や、サービスメニューおよび提供量の整備が図られ、国民生活を支える仕組みが地方を基盤に展開されてきており、今後ますます重要性が高まると思われている。

こうした中で国民はもとより、国民生活を支える多様な関係者において、社会福祉に対する理解が、一層求められるようになってきた。それは、とりもなおさず社会福祉が、国民の生活を基本的に支える社会の仕組みとして定着してきている証左でもある。こうしたことを背景に、社会福祉の人材もかつてとは比べることができないほど各方面から求められるようになってきており、社会福祉人材の養成は喫緊の課題となっている。

しかし一方で東日本大震災にみられたように、非常時において社会福祉の取り組みが、あらゆる人々に対して十分になされたとは必ずしも言い難い側面も見受けられた。こうした経験を貴重な教訓と捉え、社会福祉のより一層の充実を図るべく改善に取り組むことは、社会福祉関係者にとってこれからの大きな課題となっている。

こうした点から、今社会福祉を学ぶことは、社会の課題に向き合うことを学ぶことでもある。その意味では、社会福祉を学ぶことを通じて、社会福祉に関する実践について理解を深め、社会福祉を志し、従事する者としてあるべき姿を常に自らに問いかけるひたむきな姿勢が求められてもいるといえる。

近年は社会福祉にかかわる従事者の専門職化も図られ、併せて様々な福祉サービスの開発と、事業主体における福祉専門職の役割への期待が大きくなってきている。また、社会福祉以外の関係者や専門職の人たちに、社会福祉や社会福祉専門職に対する理解を深めていただくことも必要となってきており、第一線で業務にあたっている社会福祉専門職にもそれを説明することが求められてきているといえる。

本書ではそうした要請に応えるべく、社会福祉士、介護福祉士、保育士など社会福祉にかかわる専門職が、社会において十分に期待に応えることができるような基本的視点を養うことを目指した。それとともに、社会福祉にかかわる専門職が、様々な専門職とともに実践場面で重要な役割を担っていくための基本的な力を身につけることを狙いとして編集した。

社会福祉を学ぶ多くの学生や、社会福祉に関する基礎的な学習を目指す人々に、本書が広く活用されることを願ってやまない。

2015年3月

編著者

## 改訂にあたって

本書は、2015（平成27）年に初版、2017（平成29）年に第2版を発行してきた。そのような中、毎年のように社会福祉関係の法改正が相次ぎ、加えて2021（令和3）年度より、新しい社会福祉士養成のカリキュラムが順次導入されることとなった。これら一連の動きは、社会福祉分野に限らない福祉的視点の重視と、福祉行政の重点化ともいえ、本書もそれらに対応すべく、改訂版を発行することとした。

今日、少子高齢化が進行する一方、人口減少が進行し福祉対象者が増加している。これに伴い、制度の拡充だけではなく、地域社会や民間事業者の役割を重視する、社会福祉分野の新たな方向性を示唆する動きは見逃すことができない。

このような状況を受け、本書の改訂では、改めて社会福祉の基本的な考え方を捉え直したうえで、激変する社会の中における社会福祉の視点や機能をしっかりと押さえ、今後の方向性を確認できるよう、内容を見直した。

多くの方々に活用いただければ幸いとすところである。

2021年1月

編著者

## 目 次

## 序 章 社会福祉学を学ぶ

第1節 社会福祉学を学ぶ意義	1
1 社会福祉の社会的背景の理解	1
2 社会福祉の思想の理解	1
第2節 社会福祉学の理解を深める	2

## 第1章 社会福祉とは何か

第1節 社会福祉の思想	4
第2節 現代社会福祉の理念	5
1 個人の尊厳	5
2 サービス提供の理念	6
3 ソーシャルインクルージョン	7
4 ノーマライゼーション	8
第3節 目的概念と実体概念	9
第4節 社会福祉の原理	11
1 個人の尊重の原理	11
2 人間の変化の可能性の原理	11
3 人間の社会性の原理	11
4 社会の意思としての福祉対応の原理	12
第5節 社会福祉と人権	12
1 福祉に関する権利の多相性	13
2 「社会権」の憲法的根拠	13
3 社会福祉の権利をどのように基礎づけるか	16
4 社会権の社会的基礎と人間の尊厳	17
第6節 社会福祉の基本体系	18

## 第2章 社会福祉の理論

第1節 戦後社会福祉の展開と理論	20
第2節 社会福祉の対象とニーズ	21
1 社会福祉の対象者の考え方	21
2 社会政策における社会福祉の対象者	21
3 社会福祉実践から見た対象者	22
4 対象者の状況から見たニーズ・アセスメント	23
第3節 社会福祉理論の研究史	24
1 岡村重夫の社会福祉理論	25
2 孝橋正一の社会福祉理論	27
3 木田徹郎の社会福祉理論	28
4 真田是・高島進の社会福祉理論	29
5 一番ヶ瀬康子の社会福祉理論	31
6 三浦文夫の社会福祉理論	32
7 古川孝順の社会福祉理論	34
第4節 諸外国の社会福祉理論	36
1 社会連帯理論	36
2 資本主義、社会主義と福祉国家	37
3 社会的リスクアプローチ	39
4 現代的連帯－包摂アプローチ	41
5 社会福祉の国際比較と類型	44

## 第3章 社会福祉の歴史

第1節 社会福祉の史的理解の意義	51
1 歴史を学ぶ意義	51
2 社会福祉の変化	52
3 海外の社会福祉を学ぶ意義	52
4 歴史を学ぶ視点	53
第2節 欧米の社会福祉の歴史	53

1	イギリスの社会福祉の歴史	53
2	アメリカの社会福祉の歴史	57
3	デンマークの社会福祉の歴史	59
<b>第3節 日本の社会福祉の歴史</b>		<b>62</b>
1	近代以前	62
2	近代	63
3	第二次世界大戦後の緊急援護と社会福祉制度の基盤整備	65
4	社会福祉政策の拡充（福祉六法体制）	67
5	日本型福祉社会への転換と社会福祉基礎構造改革	67
6	社会福祉基礎構造改革後の社会福祉制度	70
<b>第4章 社会問題と福祉政策</b>		
<b>第1節 現代社会と社会問題</b>		<b>75</b>
1	感染症と医療	75
2	人口減少と高齢化率の上昇	77
<b>第2節 福祉政策の理念と概念</b>		<b>80</b>
1	福祉政策の理念	80
2	福祉政策の概念	81
<b>第3節 福祉政策と社会保障</b>		<b>82</b>
1	福祉政策と社会保障の関係	82
2	社会保障の諸制度	83
<b>第4節 福祉レジームと福祉政策</b>		<b>86</b>
1	福祉国家の比較	86
2	福祉国家の類型	88
3	福祉レジームとわが国	90
<b>第5節 福祉政策のニーズと資源</b>		<b>91</b>
1	ニーズとは	91
2	ブラッドショウのニーズの類型	91
3	貨幣的ニーズと非貨幣的ニーズ	93

4	潜在的ニーズと顕在的ニーズ	93
5	ニーズと資源	94
6	現金給付と現物給付	94
<b>第6節 福祉に関する施設や機関</b>		96
1	福祉事務所と社会福祉協議会	96
2	対象領域別福祉施設の目的、ケアサービス、従事者、財源	100
<b>第7節 社会福祉法人</b>		105
1	社会福祉法人の基本的な位置づけとその変遷	105
2	社会福祉法人運営の概要	108
3	社会福祉法人改革までの経過	110
4	社会福祉法人改革の概要	111
5	社会福祉法人の今後のあり方	112
<b>第5章 援助技術と専門職（専門技術と国家資格）</b>		
<b>第1節 社会福祉制度と専門技術および国家資格</b>		115
1	政策と専門職	115
2	専門職の要件	118
<b>第2節 社会福祉政策と専門職</b>		119
1	社会福祉士	119
2	精神保健福祉士	124
3	介護福祉士	127
4	保育士	130
<b>第6章 福祉政策の展開</b>		
<b>第1節 福祉政策の機能と構成要素の役割</b>		135
1	福祉政策がもつ役割	135
2	福祉政策における各主体の役割	136
<b>第2節 福祉政策の展開構造</b>		139
1	措置制度から契約へ	139
2	多元化する福祉サービスの提供方式	141

<b>第3節 福祉政策の展開過程</b>	144
1 福祉政策の方法・手段	144
2 政策決定, 実施, 評価の流れ	146
3 福祉政策の政策評価・行政評価	147
<b>第4節 福祉政策としての公的扶助</b>	148
1 公的扶助の機能	149
2 生活保護法の目的と理念	150
3 扶助の体系と内容	153
4 公的扶助の展開	157
5 公的扶助の組織と管理	159
6 第二のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度	162
7 公的扶助を含めた福祉政策の方向性	163
<b>第5節 福祉政策と福祉計画</b>	164
1 地域福祉計画の意義	164
2 地方行政における地域福祉計画の位置づけ	164
3 社会福祉個別各法と関係機関	165
4 計画策定手順について	166
<b>第6節 福祉政策と包括的支援体制</b>	167
1 包括的支援体制の制度化	167
2 包括的支援体制の概要	168
3 包括的支援体制の必要性	169
<b>第7章 福祉政策と福祉サービス</b>	
<b>第1節 福祉政策における給付・サービスの供給体制</b>	172
<b>第2節 福祉政策と供給体制の構造</b>	174
1 利用主体と供給主体	174
2 福祉政策における給付とサービス	175
3 福祉政策の給付とサービスの提供体制	176

**第3節 福祉サービスの利用過程** 179

- 1 初期段階の相談……………179
- 2 制度利用に向けた相談……………180
- 3 制度利用・サービス利用手続き段階……………181
- 4 サービス利用段階……………182
- 5 サービスの変更・終了……………182

**第4節 不服申し立て・リスク管理** 183

- 1 不服申し立て……………183
- 2 介護保険の場合……………186
- 3 リスク管理……………188

**第5節 対象領域別福祉制度** 192

- 1 高齢者福祉……………192
- 2 障害者福祉……………195
- 3 児童家庭福祉……………199

**第6節 関連施策** 202

- 1 保健医療……………202
- 2 司 法……………208
- 3 住宅施策……………212
- 4 災害対策……………215

**終 章 社会福祉と福祉政策の課題****第1節 わが国の社会福祉制度と福祉政策** 219

- 1 社会における社会福祉分野の捉え方……………219
- 2 福祉のまちづくりの取り組み……………221

**第2節 社会福祉の論点と課題** 222

- 1 人口集中地区と地方……………222
- 2 ソーシャルインクルージョンと地域生活……………224

## 序章

# 社会福祉学を学ぶ

## 第1節 社会福祉学を学ぶ意義

### 1 社会福祉の社会的背景の理解

私たちは、日常生活を送る上で、多くの人々と共に生活している。その中には、毎日健康で生活している人もいれば、病気がちな人も生活している。子どもや高齢者もあり、かつ障害を抱えている人々も、共に生活している。私たちは長い歴史的な経験に基づいて、あらゆる人々とともに安心・安全に生活できる社会という仕組みをつくり上げ、一人ひとりのいのちと暮らしを支えてきた。社会福祉の取り組みも、このうちの一つなのである。

社会福祉学は、社会（世界）の歩みの中で発生する矛盾を解決していこうとする取り組みの中から、具体的な実践を展開していくために必要とされて生まれた学問である。むろん、よりよい社会を築いていこうとする様々な学問分野による取り組みは、これまでの歴史の中で多方面から試みられてきた。しかしそうした様々な取り組みがなされる一方で、絶えず社会の中で弱い立場に置かれる人々が出現してもきた。しかもその要因となっているのは、それぞれの時代背景を反映した形で出現しているのである。

こうした点から社会福祉については、社会的背景をしっかりと押さえ、その中で弱い立場に置かれる人が出現してしまう構造を理解した上で、人権を保障すべき取り組みについて学び、考えていく力をもつ必要がある。

### 2 社会福祉の思想の理解

また社会福祉の取り組みにおいては、それぞれの社会的矛盾の解消に向けた取り組みを展開する中で、一定の社会的な思想・価値を提唱し、その社会的な

思想・価値の普及推進にも取り組むところがあった。この中には、「人間はどのような人であっても、単に手段として利用されることはできず、常に同時に目的として用いられなければならない」という考えや「人間性は、人間の目的」さらには「自分の過去の行為そのものとその動機を反省し、あることを是とし、あることを非とすること」という現代社会を形成するために不可欠となっている考え方も基底とされているところである。

こうした点から、社会福祉を学ぶ上においては、社会的矛盾の解消に向けた取り組みそのものと同時に、実践のための基本的な思想や価値を踏まえたものであることを理解する必要がある。これと併せて、社会的思想・価値と実践の表裏一体となった関係性の中で、実践のあり方と社会福祉学について理解を深めていくことの重要性を知る必要がある。

## 第2節 社会福祉学の理解を深める

---

社会福祉の取り組みには、いくつかの特徴がある。社会福祉を学ぶためには、この特徴となっている点に注目しつつ、学びを深めていく必要がある。

特徴の一つは、あらゆる人々を対象とする取り組みと、社会的に弱い立場にある人々に対する取り組みの二種があるという点である。

個人や任意団体ではなく、社会の意思としての取り組みとして、国内のあらゆる人々に対して、安心・安全な暮らしを送ることができるようにするための取り組みは、常に例外なく支援が行きわたるように展開されるものでなければならない。そのために、対象となる条件を明確にし、条件を満たした人は例外なく、支援が行きわたる必要がある。こうした枠組みや仕組みをつくるための考え方を学ぶことが、社会福祉を学ぶ上では重要な点であり、基本的な点として理解しなければならない点である。そのために、制度や政策などの仕組みや、福祉行政の仕組みや役割などを学ぶ必要がある。

一方、社会的に弱い立場にある人々に対する取り組みは、個人の尊厳に対応し、個別具体的に対応していく必要がある。一人ひとりとは、すべて社会の中でかけがえのない存在であるからこそ、社会の中で不利な条件を克服し、自己実

現できるように支援されなければならないのである。そのために専門的な判断と個別的なニーズ等に対応した支援やサービスのあり方が求められる。こうした専門的な判断や対応のあり方と併せて、社会の中で様々なつながりを形成しながら支援やサービスの提供の手法などについて、援助技術や関連領域との連携のあり方など、しっかりと理解を深めていく必要がある。

社会福祉は、よりよい社会を求めるための具体的な取り組みの一つであるため、様々な分野の取り組みと共に、具体的な展開を図ることにより、一層の効果を発揮することが期待できる。実際に地域において実践する際には、連携の仕組みの形成を考えていくことになる。

こうした様々な点を踏まえ、社会福祉を学ぶ必要があるのである。

#### ■参考文献

- ・森口美都男・佐藤全弘訳：世界の名著39 カント 人倫の形而上学，中央公論社，1979，p.629
- ・カント著／熊野純彦訳：実践理性批判—倫理の形而上学の基礎づけ，作品社，2013，p.159
- ・池田次郎・伊谷純一郎訳：世界の名著39 ダーウィン 人類の起源，中央公論社，1967，p.549

# 社会福祉とは何か

社会福祉について理解するには、社会福祉の基本的な事項を学び、しっかりと理解を深める必要がある。そのためにも社会福祉の基本となる理念や原理、体系について概観することが必要である。以下、その概要を説明する。

## 第1節 社会福祉の思想

社会福祉は、人と人とが協力し、すべての人が例外なく社会の中でともに生きていくことを基本としている。人は一人では生きていけない。そのために人類は社会という、人と人とが協力し合って共に生きていくシステムを創り出した。このため本来は、社会の中で生きていくことが困難な人がいるということは、あってはならないはずである。それは社会が未熟であったり、あるいは脆さがあつたりという、内部に矛盾を孕んでいる証でもある。社会福祉は、人々と社会との意志とこうした社会の矛盾や脆さを解消させ、さらに向上させるための、重要な取り組みの一つなのである。

社会は、様々な人々によって構成されて、はじめて民主主義としての内実を確保できるのである。この場合の「様々な人々」の中には、高齢者や子どもはもちろん、障害を有している人や貧しい生活を余儀なくされている人々なども含んでいる。こうした人々も、安心した社会生活を営むことができるような社会の構築を目指し、様々な制度の構築や、あるいは制度に至らないまでも、地域社会における何気ない取り組みなどによって、一人として例外なく幸せな生活を営むことができるように実践し、社会の仕組みを構築していくための具体的な取り組みが望まれている。

## 第2節 現代社会福祉の理念

社会福祉の考え方の基本には、人間の尊厳に立脚した思想がある。国際的にも世界人権宣言（1948年）において、「世界における自由、正義および平和の基礎をなしている」と述べているように、社会福祉は、人類の自由・平和・正義の基礎をなすものとして理解される必要がある。

日本国憲法においては、「個人の尊厳」を規定している。「人間の尊厳」という表現ではなく「個人の尊厳」として規定された。そして2000（平成12）年に改正された社会福祉法第3条には、日本国憲法の規定を受けて「個人の尊厳」という表現が盛り込まれた。尊厳の考え方は、少なからず議論としてあるが、本書においてはその議論を本題とはしないので「その人をその人たらしめるもの」としておくものとする。このことは福祉サービスを提供する際に「その人をその人たらしめるもの」である尊厳を旨とするものとされ、福祉サービスの提供の基本的理念とされている。福祉サービスは、利用者一人ひとりに十分対応したサービスであることが求められ、その基本は個人の尊厳である。そして個人の尊厳は、単に福祉サービス利用者にとどまらず、広く国民一般を対象とする、社会福祉に関する基本的な原理なのである。

ここで注意すべきは、「個人」についての捉え方である。「個人の尊厳」「個人の尊重」など「個人」は、実は明確な意味を内包した言葉なのである。

### 1 個人の尊厳

社会福祉法第3条には、福祉サービス提供のための基本理念として、個人の尊厳の保持を明記している。相談援助の業務も、一連の福祉サービスに含まれることは、言うまでもない。別な言い方をすると、支援を目的として計画されたものや、サービスが提供される場合などにおいて、個人の尊厳の保持を旨とした内容でなければ、適切ではないとさえいえる。社会福祉の広い意味での実践において、基本理念とされる「個人の尊厳」とは何か、考えてみる。

上述のように、福祉サービス提供の理念を規定した社会福祉法第3条には、